

議 事 録

会議の名称	令和2年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年4月27日（月） 午後2時から 午後3時まで
開催場所	はにぼんプラザD・E活動室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第20号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第22号議案 本庄市環境審議会委員の推薦について (5) 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (7) 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (8) 報告第20号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について (9) 報告第21号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年第4回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第4回本庄市農業委員会総会議案 3 令和2年第4回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>令和2年度、最初の総会となります。事務局職員の異動もありませんでしたので、引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>開会前に事務局から連絡をさせていただきます。</p> <p>まずは、総会について少し説明させていただきます。農業委員会法では、農地利用最適化推進委員の総会への出席は義務付けられていないものの、本庄市農業委員会では、新体制移行に向けて調整した結果、推進委員も総会に出席し、担当区域の農地利用の最適化の推進について意見を述べてもらったり、報告してもらうこととし、報酬額も農業委員と同額に設定し、行事等にも同様に参加することとし、総会にも出席頂いているところでございます。</p> <p>農業委員会の総会は、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっており、同時に会議の公開、議事録の公表が法律上規定されています。また、総会は、「現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」と規定されています。この「委員」とは農業委員のことになります。</p> <p>そこで、田端会長と相談させて頂き、今回の総会につきましては、国が、新型コロナウイルス感染拡大に備える改正特別措置法に基づく、緊急事態宣言を4月7日に発令したことに伴い、より感染拡大を防止するため、出席者を減じて、農業委員のみの出席で開催とさせて頂きました。また、会場につきましても、市役所6階大会議室は、職員同士の接触を低減する対策の一つとして、パソコンを設置して、職場内テレワークを実施しているため、当初、職員厚生室での開催と通知をさせて頂きました。その後、更なる予防策として、より広い会場で開催したく、「はにぼんプラザ」へと変更させて頂きました。委員の皆様には、大変ご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでしたが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>今回も、対面する形ではなく、皆が同じ方向を向くように教室形式での開催とさせていただきます。</p> <p>また、適宜、窓を開けるなど換気も行わせて頂きますのでご了承ください。</p> <p>次に、本日のスケジュールですが、通知させて頂きましたように、農地利用最適化推進協議会及び広報広聴委員会は中止とさせていただきますので総会のみで開催となります。また、議案と一緒に同封させて頂きました関係資料をご確認頂き、意見等がある場合は、それぞれの期日までに、事務局へご連絡頂きたいと思っております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和2年第4回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。今日は総会前に市役所の4階で、他団体の監査がありましたが、緊急事態宣言中ということで、市役所も閑散としておりました。我々も田や畑に行っても閑散としております。このような時は、不要な外出を控えるようにして下さい。</p> <p>また、本日、開会前に、事務局長から話があったように、新型コロナ対策ということで、換気をしながら会議を進めたいと思います。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は2番小川委員及び3番前原委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告5件であります。</p> <p>まず、第19号議案「農地法3条の規定による許可申請について」を上程</p>

	いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第19号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、塩原委員の報告をお願いいたします。
塩原委員	<p>6番塩原から報告します。4月23日に戸塚推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地については、3ページ3-1の地図をご覧ください。都島の神社の南に位置しております。受人の農作業従事日数は260日、申請地には、ネギとハクサイを作付け予定だそうです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>

議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田から報告をさせていただきます。4月21日鈴木良美推進委員と現地確認を行いました。受人からは、電話での聞き取りとなりました。</p> <p>4ページ3-2の地図をご覧ください。国道462号から北側に位置し、エコーの丘の東に位置します。申請地周辺は耕作放棄地でしたが、昨年、同受人が、申請地の西側を3条で取得し、耕作できる状態の農地にしました。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p>

	<p>ジになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に 参加できませんので、退席いたします。</p> <p>(退席後)</p>
細野会長代理	<p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する 法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。</p> <p>また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が 議長となり、議事を整理します。</p> <p>整理番号3について、地区担当の田端会長は、議事参与のため、本日は、 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3について、事務局より報告させていただきます。</p> <p>4月22日に田端会長と倉林永次推進委員が現地確認等を行った調査結果 をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>5ページ3-3の地図をご覧ください。申請事由は売買、申請地ではブ ロッコリーを作付けしたいということです。受人の状況についてですが、農 機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を十分行えることを 確認しました。耕作は本人と世帯員3名、他従業員にて行っております。農 業従事日数は350日です。</p> <p>なお、申請地及び受人所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべて の農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないと思われ ます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>
細野会長代理	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可する ことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。</p>

	ご協力ありがとうございました。
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしくお祈いします。</p> <p>次に、第20号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第20号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第20号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページから15ページをご覧ください。今回の申請件数は、49件です。田27筆及び畑53筆の面積合計101,276.54㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p>
細野会長代理	<p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。</p> <p>また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が</p>

	<p>議長となり、議事を整理します。</p> <p>第20号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第20号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第20号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、第21号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第21号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。申請件数は、7件で、その内訳は、所有権移転4件、使用貸借権1件及び賃借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、茂木悟委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である</p>

	<p>ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。</p>
茂木悟委員	<p>7番茂木よりご説明させていただきます。4月24日亀田推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。18ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道17号の北側にあります。申請事由は駐車場用地です。申請地のすぐ南側は受け人が事業を展開する工場です。現在駐車場が不足しており、敷地内の空きスペースに駐車しているため、敷地内が煩雑になっているようです。そのため今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は工場敷地と地続きであり、すぐ南側が市街化区域となっております。転用にあたっては特に支障がないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-2については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>

宮部委員	<p>11番宮部が報告します。4月26日田島推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。19ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は児玉警察署より西に位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は住宅やアパートに囲まれており転用に当たっては特に問題はないと思われ ます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、20ページをご覧ください。5-3については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われ ます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部が報告します。4月26日田島推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。20ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地内になります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は住宅に囲まれており転用に当たっては特に問題はないと思われ ます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号4を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-4については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>宮部委員</p>	<p>11番宮部が報告します。4月26日田島推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。21ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地内になります。申請事由は建売分譲住宅用地です。周辺は住宅に囲まれており転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆さま慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5についてですが、次の整理番号6と受人、渡人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであり、申請地についても道を挟んでの隣接地であることから、整理番号5及び整理番号6を一括して審議します。事務局より説明を求めま。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号5及び整理番号6を一括で説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-5及び5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達</p>

	成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5及び整理番号6について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本が報告します。4月22日木村推進委員、倉林正推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。22ページの地図をご覧ください。申請地は秩父児玉線の旧道沿いで、中元田の集落の中にあります。申請事由は太陽光発電施設用地です。5-5については、やや傾斜地で、5-6は、小山川沿いの原野と一体化となっております。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さま慎重審議をよろしくをお願いいたします。
議長	整理番号5及び整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5及び整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、23ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号7について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	11番宮部が報告します。4月26日田島推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。23ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地内になります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は住宅に囲まれており転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さま慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第22号議案「本庄市環境審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。 第22号議案本庄市環境審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市環境審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本庄市環境審議会委員の推薦につきましては、現在の委員が令和2年5月31日の任期満了に伴いまして、農業委員会から1名の推薦依頼を受けたものでございます。先月3月総会時の事務局連絡事項での協議を踏まえまして、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第22号議案について、皆さんから、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。第22号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第22号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 まず、報告第17号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第17号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。 報告第17号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な</p>

	ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第18号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第18号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。 報告第18号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第19号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第19号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。 報告第19号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、30ページから33ページをご覧ください。専決処分件数は、21件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第20号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第20号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。 報告第20号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第 2 1 号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第 2 1 号を説明いたしますので、36 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 2 1 号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第 5 3 条第 1 4 号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、37 ページをご覧ください。届出件数は、1 件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程 5 事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和2年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年4月27日(月)
開催場所	はにぼんプラザC・D会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	
2	小川 忠	出席	○		久米 正夫	
3	前原 喜夫	出席	○	仁手	福島 一	
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	
16	福田 光男	出席			福島 清次	
17	坂本 静枝	出席			間正 始	
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	
19	池田 稔	出席			木村 文子	
本庄	細野 林之助				共和	黒沢 豊
	吉岡 昭			新井 明夫		
藤田	内田 徳晃					齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平

書記

農地係長 飯島 崇